

動物保護「ストライプリボン運動」基金 募金要項

募金名称

動物保護「ストライプリボン運動」基金

募金目的

現在、日本全国で飼われている犬や猫の数は約 1,845 万頭と推計されています（平成 29 年 一般社団法人ペットフード協会調べ）が、残念なことに 1 年間に自治体の保健所や動物愛護センター等に引き取られる犬や猫の数は、年間およそ 10 万 6 百頭にのぼり、そのうち犬はおよそ 3.85 万頭（38%）、猫はおよそ 6.21 万頭（62%）となっています。

自治体に引き取られた犬や猫は、自治体や愛護団体等の努力により、飼い主へ返還されたり、新たな飼い主を探したりする取り組みが行われています。この取り組みにより、年間およそ 5.76 万頭の犬と猫が返還・譲渡されており、その割合は年々、増加してきています。

ところが、自治体等の返還・譲渡の取り組み（予算、人員、体制、収容力）にも限界があり、引き取られた犬や猫の約 43%の、およそ 4.32 万頭がやむなく殺処分されているのが現状です。お金が足りないから、施設も作れないし人も雇えないというのが現状なのです。

そこで、多くの国民に動物保護の現状を知っていただき、動物保護の機運を高める必要があります。

その手法として、動物保護の国民運動を起こすためのツールを作り、広く日本全国に普及させる必要があるため、シンボルとなる動物保護リボン「ストライプリボン」を作り、これを普及させる「ストライプリボン運動」を起こすべく、「動物保護ストライプリボン運動」基金を設立しました。

皆様のご協力の下、この事業の一部を賄うべく募金活動を開始します。

なお、この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また東京都区市町村など多くの自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

皆様方におかれましてはその趣旨をご理解の上、絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

募金目標額

1 億円

募金期間

2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで

募金金額

【法人の場合】一口 1千万円（1口以上・設立発起企業の場合は3口以上のご寄付をお願いします。）

【個人の場合】一口 10,000円（1口以上のご寄付をお願いします。）

お申し込み方法

1) 寄付申込書のご提出をお願いいたします。

公益財団法人公益推進協会に動物保護「ストライプリボン運動」基金を受配者に指定して寄付することが可能です。その場合、特定公益増進法人への寄付とみなされ、税制上の優遇措置（所得控除）が認められています。

所定事項にご記入の上、公益財団法人公益推進協会 動物保護「ストライプリボン運動」基金事務局宛にFAX 又はご郵送ください。

2) 寄付金のご送金をお願いいたします。

・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座、又は郵便振替口座にお振込み下さい。

三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通 3469137
口座名義 ザイ) コウエキスイシンキョウカイ

※振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

ご寄付に対する税制上の優遇措置

【税制上の優遇措置について】

この寄付金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

■ 個人の税制について

◎所得税

当基金へのご寄附は、寄附金控除としての対象となります。さらに租税特別措置法に基づく税額控除に関わる証明書を受けており、これによって、「税額控除」または「所得控除」いずれか有利な方式を選択し、寄附金控除を受けることができます。多くの場合「税額控除」を選択された方が税額は従来よりも少なくなります。控除を受けるためには、確定申告を行なうことが必要です。当財団が発行する受領証を添付して税務署

に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。(土日の場合は翌日か翌々日)

勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

(所得税法施行令第217条第1項第3号)

A. 【寄附金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$(\text{寄附金合計額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額} \times 2$

B. 【寄附金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として、所得税から控除されます。

$(\text{寄附金合計額} \times 3 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} \times 4 = \text{控除額}$

※3 年間所得金額の40%が限度となります。

※4 所得税率は年間の所得金額によって異なります。詳しくは国税庁のホームページにてご確認ください。

◎個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が、個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります。(全国一律ではありませんので、お手数ですが、対象となるかについてはお住まいの各自治体にお問い合わせください。)

寄附金額から、2千円を差し引いた額の

- ・都道府県指定の場合は、4%が個人都道府県民税の税額控除となります。
- ・市区町村指定の場合は、6%が個人市区町村民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。

確定申告用紙の第二表の「住民税に関する事項」の「条例指定分」の欄に寄附金額をご記入いただき、当財団発行の受領証を添付してください。

転居された場合、旧住所の受領証では寄附金控除を受けられない場合もありますので、転居された方は早めに当基金までご連絡ください。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の30%です。

◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内とされています。
(租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号)

※税金のお問い合わせについては、お近くの税務署や税務相談室に直接お尋ね下さい。

■ 法人の税制について

特定公益増進法人に対する寄附金の特例

特定公益増進法人に対する寄附金は、その寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

◎必要な手続き

決算時に、確定申告書寄附金の損金算入に関する明細書と当財団が発行の受領証を添付して下さい。

(法人税法施行令第77条第1項第3号)

※限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 動物保護「ストライプリボン運動」基金事務局

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 3階

TEL 03-5405-1816 FAX 03-5405-1814 e-mail: info@kosuikyo.com